

1月は固定資産税（償却資産）の申告期間です

固定資産税の償却資産とは、土地・家屋以外で事業のために使用する機械や設備などの資産のことをいいます。多久市内に償却資産を所有している人は、毎年1月1日現在の所有状況を申告していただく必要があります。（地方税法 第383条）

■申告する必要がある事業主

- 一般企業のほかに、工業や商業、飲食店、医業、農業などの個人経営者も対象です

■申告の対象となる資産

- 事業に使用する構築物や設備、機械、備品や器具のほか、太陽光発電設備
- 事業用資産の修繕・改良に要した費用
- 耐用年数が過ぎていても、なお使用している資産

■申告の必要がないもの

- 耐用年数が1年未満の資産
- 取得金額が10万円未満の資産で、確定申告で償却資産として計上しないもの
- 取得金額が20万円未満の資産で、確定申告で一括償却資産として3年均等償却しているもの

- 家屋として固定資産税が課税されているもの
- リース（賃貸）により使用しているもの
- 自動車税または、軽自動車税が課税されているもの
- 多久市以外の市町村に有するもの
（その資産が所在する市町村に申告してください）

申告の期限 1月31日(火)

申告された資産の評価額の合計が150万円以上の場合に、平成29年度の固定資産税が課税されます。

※昨年申告された人には、申告用の書類を郵送します。今回初めて申告される人は、税務課まで問い合わせください。



土地の利用状況を変更した場合は税務課に連絡ください！

土地の利用状況を変更（太陽光発電施設用地に変更等）した場合や、課税地目と現況地目に違いがある場合は税務課に連絡ください。

▶問い合わせ 税務課 資産税係 ☎75-2176

information 建設課

～平成29年度～

市営住宅の入居予備者を募集します

○募集団地

別府団地・東多久駅前団地・中多久駅前改良住宅
砂原団地・梅木団地・多久ステーション南ハイッ

○資料配布期間

日時 1月4日(水)～27日(金) 8時30分～
17時15分(土・日・祝日を除きます)

○申込受付期間

日時 1月10日(火)～27日(金) 8時30分～
17時15分(土・日を除きます)

○入居予備者抽選会

日時 2月18日(土) 10時30分～
会場 多久市まちづくり交流センター
『あいぱれっと』会議室

▼申し込み・問い合わせ 建設課 建築住宅係 ☎75-4826

information

～平成29年度～

県営住宅の入居予備者を募集します

○募集団地

北多久団地
県営住宅条例に定める入居資格が必要です。

○入居資格

日時 2月1日(水)～
※2月4日(土)は配布しません。

○資料配布期間

日時 2月5日(日)～10日(金)
※2月5日(日)は受付します。

○申込受付期間

日時 9時～18時
○申込受付場所 佐賀市八丁畷町8番1号(佐賀総合庁舎別館)

○申込受付場所

佐賀県営住宅指定管理者 (株)マベック 佐賀管理室

▼申し込み・問い合わせ

佐賀市八丁畷町8番1号(佐賀総合庁舎別館)
佐賀県営住宅指定管理者 (株)マベック 佐賀管理室
☎2012500

*県営住宅の申込書は、市役所の建設課でも配布していますが、申込書の受付はできません。建設課での配布は8時30分から17時15分までです。(土・日を除きます。)